

不動産取得税軽減制度のご案内

岐阜県では、下記対象業種の企業立地を税制面から促進するため、県内における土地や家屋(工場等)の取得に係る不動産取得税を軽減する特例措置を設けています。

対象区域	岐阜県全域	
対象期間	平成29年4月1日から令和10年3月31日まで	
対象業種	技術先端事業等、航空宇宙事業（民需に限る）、新エネルギー関連事業、食料品関連事業、医薬品関連事業、医療・福祉機器関連事業、半導体関連事業、データセンター事業	
対象不動産	土地	対象期間中に取得し、その取得の日から1年以内（未造成の土地を取得した場合にあっては3年以内）に当該土地を敷地とする対象家屋の設置工事に着手した場合
	家屋	直接事業（上記対象業種）の用に供する施設として、対象期間中に取得した工場等 ※対象期間中に土地を取得した場合は、家屋の取得が対象期間後であっても、当該家屋の設置工事の着手日が土地の取得の日から1年以内（未造成の土地を取得した場合にあっては3年以内）であるものを含む。 ※対象期間前に家屋の設置工事に着手した場合等を除く。
要件	「岐阜県企業立地促進事業補助金」（※）の交付決定を受けていること ※ 裏面参照	
軽減額	対象不動産の取得に係る不動産取得税（※）の3分の2に相当する金額 ※土地：3%→1% 建物：4%→1.333%	
申請手続	「企業立地促進に係る不動産取得税の不均一課税申請書」に、岐阜県企業立地促進事業補助金の交付決定通知書の写し等を添付して、当該不動産所在地を所管する県税事務所に提出	
申請期限	岐阜県企業立地促進事業補助金の交付決定の日から1月以内 ※ <u>上記期限が対象土地の取得日の翌日から5年を経過する日の60日前を超えるときは、5年を経過する日の60日前</u>	
備考	土地と家屋を取得する者が異なるときでも、岐阜県企業立地促進事業補助金の交付決定を受けており、これらの者が会社法（平成17年法律第86号）の親子関係にある場合は軽減対象とする。	
お問い合わせ先	※詳しくは、下記までお問い合わせください。 岐阜県税事務所 不動産取得税第1,2係 TEL (058)214-6914(直通) 西濃県税事務所 不動産取得税係 TEL (0584)73-1111(代) 内線256 中濃県税事務所 不動産取得税係 TEL (0575)33-4011(代) 内線285 東濃県税事務所 不動産取得税係 TEL (0572)23-1111(代) 内線247 飛騨県税事務所 不動産取得税係 TEL (0577)33-1111(代) 内線291 岐阜県庁税務課 不動産・軽油税係 TEL (058)272-1111(代) 内線2369	

成長産業等の立地に対する支援制度について

県経済の牽引力となる成長産業等の集積を促進するため、下表の補助制度と優遇税制（不動産取得税の軽減措置）の拡充により県内の立地を支援します。

<補助制度>

補助対象	製品製造等を行う事業所の設置 ※建物工事着手の90日前までに事前の申請（指定申請）が必要です。
対象業種	技術先端産業等 航空宇宙産業（民需に限る） 新エネルギー関連産業 食料品関連産業 医薬品関連産業 医療・福祉機器関連産業 半導体関連産業 データセンター事業
交付要件	1. 初期投下固定資産額 大企業：10億円以上（過疎地域：3億円以上） 中小企業：5億円以上（過疎地域：3億円以上） 2. 新規地元常用雇用者 10人以上 3. 県内に事業所がないこと（県内再立地は対象外） 4. 事業所を設置する市町村の優遇の適用を受けていること 5. 岐阜県から他の補助金など優遇（不動産取得税の軽減を除く）の適用を受けていないこと 6. 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録を受けていること 7. 「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワークに入会していること 8. 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」が創設した「パートナーシップ構築宣言」へ参加していること
対象経費 (初期投下固定資産額)	土地取得費用※ ¹ （延床面積※ ² の65分の100に相当する額が上限） 建物取得費用（外構工事、事務所、福利厚生施設等の取得を除く） 設備購入費用 ※ ¹ 取得日による制限あり ※ ² 事業の用に供する面積
補助率	5%以内
限度額	5億円

[問い合わせ先]

岐阜県商工労働部 企業誘致課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-1111（内3695） FAX 058-278-2659